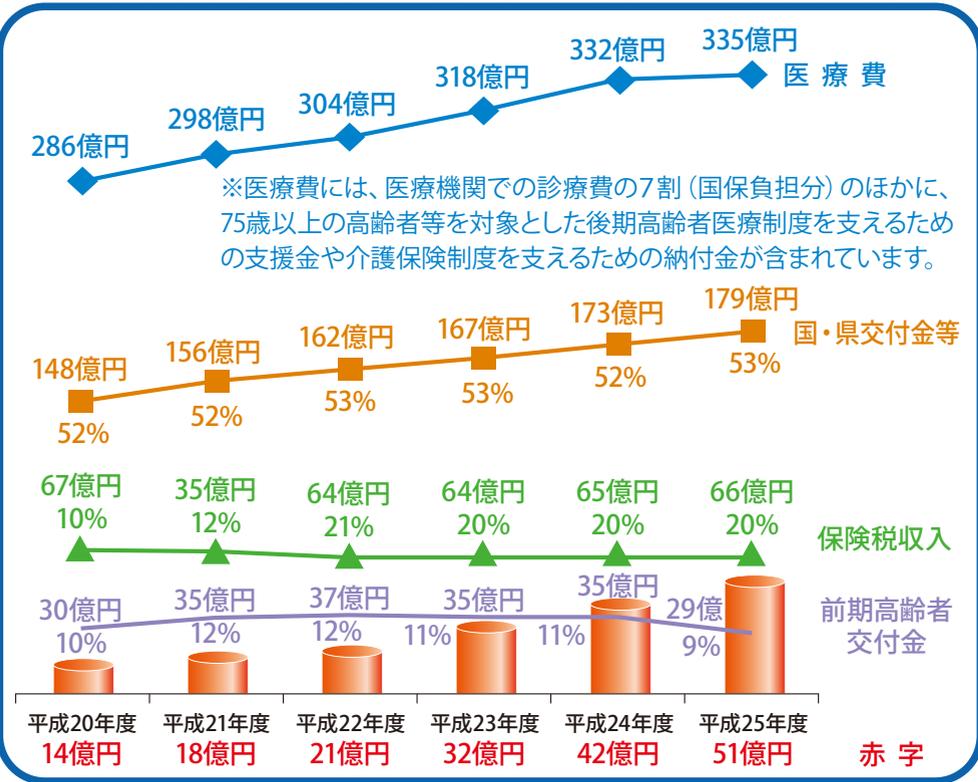


こくほニュース



発行
那覇市役所
国民健康保険課
直通 862-4262

沖縄の国民健康保険へ国の支援を！



平成25年度決算 約51億円の赤字

平成25年度的那覇市国民健康保険事業特別会計の決算において、保険税、国や県からの交付金等、本市の一般会計からの繰入金等の収入から医療費等の支出を差し引いた収支額が、**50億5,611万円の赤字**となりました。このうち、8億6,746万円が純粋に平成25年度分の単年度赤字であり、残りの41億8,865万円は、平成24年度までの累積赤字の繰り越し分となっています。この平成25年度までの約51億円の累積赤字は、さらに平成26年度に繰り越され、雪だるま式にますます赤字が膨らんでいくことになります。平成25年度の支出は、平成24年度のツケを含めて約461億円でしたが、収入は約410億円しかありませんでした。このため約51億円(全体の11%)が不足(赤字)となったのです。

上のグラフにあるとおり、医療費は毎年増加し続けています。これを賄うための主な財源として、国や県からの交付金等、保険税収入、前期高齢者交付金を挙げることができます。

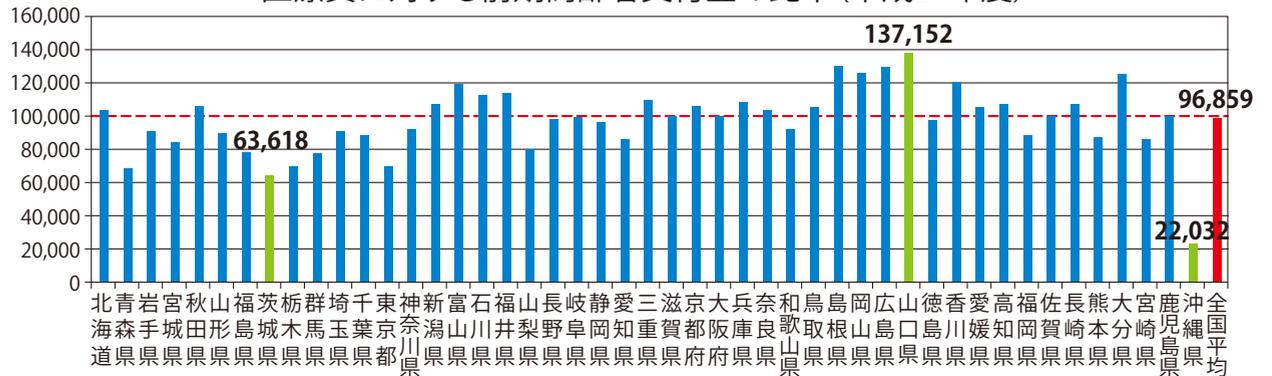
国や県からの交付金等が最も多く、医療費の約53%を賄っています。医療費の一定の割合を交付することとなっているので、医療費の増加にともなって増えています。

次に保険税収入が20%程度ですが、被保険者が年々減っているため、ほぼ横ばいの状態となっています。

前期高齢者交付金は、医療費の増加とはほぼ無関係に、むしろ減少しています。赤字が増加している原因は、医療費の増加にともなって保険税収入が伸びていないことも一つの要因ではありますが、この前期高齢者交付金が少なすぎるのが最も大きな原因となっています。

75歳以上の方々は、「後期高齢者」と呼ばれ、その医療は後期高齢者医療制度の中で賄われています。これに対して65歳から74歳までの方々を「前

医療費に対する前期高齢者交付金の比率(平成24年度)



期高齢者」といいます。前期高齢者は、勤務先などの状況に応じて国民健康保険や保健組合、協会けんぽ、共済組合といった被用者保険に加入することになります。しかし、実際には前期高齢者の大部分の方は、国民健康保険に加入しており、その分国保は医療費の負担が大きくなっています。その負担を緩和するために設けられているのが「前期高齢者交付金」であります。

右上のグラフは、被保険者1人当たりの前期高齢者交付金額を都道府県ごとに示したものです。沖縄県は、全国で最も少なく22,032円となっています。全国平均96,859円の4分の1以下、沖縄県の次に少ない茨城県の63,618円と比べても約3分の1程度です。これは、この交付金が、被保険者に占める前期高齢者の加入割合で算定されているためであります。

現在、前期高齢者の中には、去る大戦を生き延びた方々や戦中戦後の混乱期にお生まれになった方々がいっぱいいます。つまり、沖縄県は、あの大戦の影響で他府県よりも圧倒的に前期高齢者の加入割合が低いため、前期高齢者交付金が全国平均に対して極端に少なくなっているわけでありです。

こうした沖縄県の特殊事情を訴え、国による財政支援を求めるため、昨年8月、10月、今年1月に県内6団体で要請行動を行いました。左の写真は、前沖縄県知事、前市長会会長を先頭に、菅官房長官に要請書を手渡したときの模様であります。国は一定の理解を示してはいますが、格差を埋めるほど十分な支援措置の明確な回答は得られていませんので、財政支援があるまでは、今後とも要請を続けていく必要があります。



賦課限度額については、地方税法等の改正にあわせて、以下のとおり引き上げる予定です。

国民健康保険税

区分	現行	改正(案)	現行比
医療分	51万円	52万円	+1万円
支援分	16万円	17万円	+1万円
介護分	14万円	16万円	+2万円

また、軽減については、国保・後期高齢者とも5割・2割の軽減枠がかわる予定です。

はり・きゅう・あん摩・マッサージ・指圧施術利用券の配布終了のお知らせ

本市国民健康保険財政の厳しい現状を受け、平成27年度「はり・きゅう・あん摩・マッサージ・指圧施術利用券」の財源確保が困難なため、平成27年3月をもって利用券の配布を終了させていただきます。

利用券を利用されているみなさまには大変申し訳ありませんが、ご理解のほどお願いします。

お問い合わせ先

〒900-8585 那覇市泉崎1丁目1番1号
那覇市役所 国民健康保険課

☎098-862-4262

平成26年度 国民健康保険税の最終納期限は 3月25日(水)です!!

国民健康保険税は、「みなさんの医療費」を支える大切な税金です。期限内に納めましょう。

保険税を滞納すると、他の納税者との公平を期すため、保険証の有効期間を短縮した「短期被保険者証」を交付したり、医療費などの保険給付が差し止めになることがあります。また、財産調査を実施し財産が発見されれば、以下のような滞納処分（差押）をすることがありますのでご注意ください。

那覇市では、次のような滞納処分(差押)を強化しています!

- 預金差押
銀行・農協・郵便局などの金融機関に照会を行い、預貯金を差し押さえて徴収します。
- 給与差押
勤務先に給与の支払いなどの照会を行い差し押さえた後、毎月雇用主から給与の一部を徴収します。
- 不動産差押
不動産の登記簿に「差押」と記載し財産を処分することを禁止して、公売などにより換金できる状態にします。
- 生命保険差押
生命保険を差し押さえた後解約し、生命保険会社から解約返戻金を徴収します。
- その他
国税還付金や動産・賃料などの差し押さえを実施しています。



納めておけば良かった...

保険税の納付が困難な場合は 早めの相談を!

納付が難しい場合は、国民健康保険課保険税グループへ早めにご相談ください。

滞納処分Q&A

Q 滞納処分ってなに？

A 滞納者の財産（不動産や自動車、預貯金、給与、生命保険、出資金、売掛金など）を差し押さえ、その財産を税金に充てること。少しの滞納でも滞納処分は行います。

■滞納処分の流れ

①督促Ⅱ納期限内に税金を納めない場合、法律により督促します②財産調査Ⅱ官公署や金融機関、勤務先、滞納者の財産を占有する第三者などへ財産を調査します③差押Ⅱ財産調査で発覚した滞納者の財産を差し押さえます④換価Ⅱ差し押さえた不動産などは「公売」、金銭債権は「取り立て」をすることで換金します。

Q 借金があるから税金が払えない

A 個人の債務より税金が優先されます。法律で税金はすべての債務（借金を含む）に優先すると定めています。

Q 税金を滞納して損をするの？

A 税金を滞納すると、「各種手続きに必要な納税証明が発行されない」「財産調査で勤務先や金融機関などに滞納している事実が知られる」「滞納処分が行われ、大切な財産や社会的信用を失う恐れがある」などの不利益が生じます。

Q 許可なく財産を調べるのは、個人情報の侵害では？

A 税金を滞納すると国税徴収法や地方税法に基づき、すべての財産に調査権限が発生します。この財産調査は個人情報保護法には違反しません。

Q 本人の承諾無しに滞納処分をするの？

A 滞納処分をする場合は、本人の承諾を取ることはありません。督促状を送付した日から10日を経過した日までに納付がされない場合は、滞納処分の対象になります。税金は納期内の自主納付が原則です。

Q 少しでも納付すれば滞納処分は解除されるの？

A 原則、滞納税額の全部が納められるまで、解除されません。

70歳未満の方で高額な医療費をご負担になる皆さまへ

平成27年1月1日から高額療養費制度においてご負担いただく医療費の限度額が所得に応じて見直されました。

70歳未満の場合（平成27年1月1日から）

○自己負担限度額月額

所得区分	総所得金額等※1	自己負担限度額（3回目まで）	多数該当※2（4回目以降）
上位所得者	901万円超	252,600円 + (医療費-842,000) × 1%	140,100円
	600万円～901万円以下	167,400円 + (医療費-558,000) × 1%	93,000円
一般	210万円～600万円以下	80,100円 + (医療費-267,000) × 1%	44,400円
	210万円以下	57,600円	44,400円
住民税非課税世帯		35,400円	24,600円

※変更されました

※変更されました

※変更ありません

※変更されました

※変更ありません

○高額療養費制度とは...

長期入院や治療により、ひと月あたりの医療費の自己負担額が高額になった場合、申請により自己負担限度額を超えて支払った医療費について給付を受けることができる制度です。

○医療費の限度額(自己負担限度額)は...

基礎控除後の被保険者の所得区分に応じて決まります。

※1 総所得金額等とは国民健康保険税の算定の基礎となる所得金額のことです。

※2 過去12カ月以内に、一つの世帯で高額療養費の支給が4回以上あった場合、4回目以降の限度額が下がります。

国保 後期 **保険税(料)は、コンビニでも納められます。**

コンビニで納めることができる保険税(料)

(国民健康保険課関係)

- ①国民健康保険税
- ②後期高齢者医療保険料

平成27年6月(後期保険料は7月)以降に送付された当初納付書および課税額変更納付書で納期限内の納付書



コンビニでは納めることができない場合

- ・納期限を過ぎている納付書
- ・バーコードの印字がない納付書
- ・金額を訂正した納付書
- ・納付書1枚あたりの金額が30万円を超える場合
- ・クレジットカードや電子マネー等での納付はできません。



国民健康保険税・後期高齢者医療保険料の支払方法が選べます。

原則、どなたでも、希望により保険税(料)を「年金からのお支払(特別徴収)」に代えて、「口座振替(普通徴収)」にできます。

すでに、保険税(料)が特別徴収(年金引落とし)となっている方も、口座振替でのお支払を希望される場合は、市役所の窓口でお手続きください。



みなさんの納める保険税(料)が医療費を支えています。納め忘れがないようお願いします。

国保 **非自発的失業者の国民健康保険税の軽減措置について**

解雇や倒産、雇い止めなどで非自発的失業者となった65歳未満の人の保険税については軽減措置があります。

【軽減内容】

失業時からその翌年度末までの間、前年の給与所得を30/100として算定します。

【対象者】

- 倒産や、解雇等の事業主都合により退職した方。(雇用保険の特定受給資格者)
 - 雇用期間の満了等により離職した方。(雇用保険の特定理由離職者)
- ※上記対象者を雇用保険受給資格者証にて確認します。
※高額所得者の所得区分の判定についても、給与所得(前年)を30/100として対応します。

お急ぎください!!

特定健診をまだ受けてない国保加入者の皆様
期限は残り1ヶ月です

平成26年度受診期間:平成26年4月1日～平成27年3月31日

☆対象者は→40歳から74歳の国保加入者
※20歳～39歳の国保加入者は健康診査が受けられます。

☆必要なもの→国保保険証 (コスモス色)

☆費用は→無料

【お問い合わせ】特定健診課
☎862-0564



後期 **長寿健診は無料で受診できます!**

平成27年度の長寿健康診査は、4月初めに受診券を送付する予定です。健診費用は無料となります。

なお、「がん受診券」も同様に4月初めに送付されますが、詳しくは「健康増進課(電話853-7961)」へお問い合わせください。

ただし、同一年度中は1回の受診を限度とすることから、重複して受診した場合は、あとから受けた健診費用は全額自己負担になりますので、注意してください。



国保 後期 **収入がなくても申告を!**

国民健康保険や後期高齢者医療制度では、低所得者に対する保険税(料)の軽減措置があります。

所得がない方や、税法上の申告義務のない方でも、未申告だと軽減措置が適用されません。また、医療費の自己負担割合や負担限度額が上位所得者扱いとなりますので、所得の申告を行ってください。



国保 後期 **保険税(料)の納付は便利な口座振替で!**



★お忙しい方、留守がちな方にピッタリ

★うっかり納め忘れる心配がありません

手続き方法

1. 国保窓口または銀行・信用金庫・ゆうちょ銀行・農協等の窓口でいつでも受け付けます。
2. 預金通帳、通帳届出印、保険税(料)の納付書を持参してください。

国保 後期 高額医療・高額介護合算制度

医療保険と介護保険の自己負担額を合わせた額が高額になった場合に払い戻しが受けられます。

加入者で該当していると思われる方にはご案内の通知をお送りします。ただし、市町村を越えて転居された方および他の医療保険から移られた加入者については通知できませんので、国民健康保険課までお問い合わせください。



国保 後期 限度額適用・標準負担額減額認定証の提示をお忘れなく

高額の治療費について、「限度額適用・標準負担額減額適用認定証」を医療機関に提示することにより、医療費の支払が自己負担限度額までとなります。（後期高齢者は世帯の全員が住民税非課税の世帯に属する方のみ）有効期間は毎年7月31日までとなっており、毎年8月に更新手続きが必要です。また、「限度額適用・標準負担額減額適用認定証」の交付を受けている場合でも、医療機関へ提示しないと減額が受けられないことがありますのでお気をつけください。

〈申請に必要なもの〉 保険証・国保世帯主の印鑑・本人の印鑑（後期高齢者）

こんなときは

国保 国保の給付が制限されます



- 故意の犯罪行為や故意の事故・ケガ
- けんかや泥酔などによる病気やケガ
- 医師や保険者の指示に従わなかったとき
- 保険証の期限切れや、提示がなかった場合

国保 後期 交通事故にあったら

交通事故でのケガの治療も国保証を使ってお医者さんにかかることができます。ただし、必ず国民健康保険課に連絡し、傷病原因届の申請をしてください。また、ケンカなど他人からの暴行でケガをおった場合にも、同様に届出の必要があります。なお、届け出がないまま加害者から治療費を受け取ると国保の給付が受けられなくなる場合がありますのでご注意ください。



工作中や通勤中にケガをしたら

工作中や通勤及び帰宅途中のケガについては、労災保険の対象となりますので、労災保険申請前にやむを得ず国保証を使用した場合は、必ず国民健康保険課に「傷病原因届」を提出してください。

国保 後期 国民健康保険一部負担金の減免について

※一部負担金とは医療機関で受診の際に支払う自己負担額です。

下記の事由により、収入が一定の基準以下になり医療費の支払いが困難になった場合は、ご相談ください。

- ① 災害により資産に重大な損害を受けたとき。
- ② 災害による農作物の不作、不漁、その他これに類する理由により収入が著しく減少したとき。
- ③ 事業若しくは業務の休廃止又は失業により収入が著しく減少したとき。
- ④ ①～③に類する理由があったとき。

国保 後期 「医療費のお知らせ」で受診履歴の確認を

通知書中の受診履歴を確認して、受診した覚えのない医療機関や受診日がないかどうかご確認ください。

あわせて、同じ病気の治療のためにいくつもの病院を利用したり、必要以上に多く通院などしていませんか？

「医療費のお知らせ」を、医療機関での受診の仕方について、より良い方法を考えるきっかけにしてください。



国保 加入手続きを忘れていませんか？

那覇市へ転入した時や、会社の健康保険をやめた時など、他の健康保険に加入していない方は、那覇市が運営する国民健康保険に加入しなければなりません（国民皆保険制度）。加入するには市役所へ届け出が必要です。国民健康保険への加入届け出が遅れたことにより不利益（保険税の遡及課税、医療費の全額自己負担など）を受けることがありますので、事実発生日から14日以内に加入手続きを行ってください。

手続き場所：ハイサイ市民課、及び三支所（首里・真和志・小禄）

※那覇市の国民健康保険以外の健康保険に加入した場合には、脱退の手続きが必要になります。



国保 3月より保険証を送付します！

保険税に未納のない世帯については那覇市より保険証を郵送します。（窓口での更新手続き不要）

ただし、窓口での更新が必要な世帯については更新のお知らせ（ハガキ）を送付していますので、窓口への来課をお願い致します。

※3月中にはお手元に保険証が届くよう手配をしておりますが、ご近所内での配達完了時期について異なる場合がございます。3月下旬になっても配達がない場合にはお問い合わせください。



国保 新保険証の有効期限は平成28年3月31日迄です

ただし、以下の方は有効期限が短くなっております。

① 保険証の左上に「退本・退扶」と印字がある方で当年度中に65歳になる方がいる世帯

※誕生月の中旬ごろに新たに使える保険証を市役所より郵送します。（窓口での手続き不要）

② 当年度中に75歳になり後期高齢者医療制度に移行する方

※誕生日からは後期高齢者医療の保険証をお使い頂きます。

国保 出産育児一時金の請求について

出産育児一時金の直接払制度をご利用の際、出産費用が「42万円（または40万4千円）」以下であれば、差額の請求ができますので、費用の明細書など必要な書類をもって国民健康保険課でお手続きください。

直接払いをご利用でない場合、出生届の際に一時金の申請も行ってください。

なお、国保加入半年未満での出産の場合、社会保険等の加入期間確認のため、社会保険等の資格喪失証明書の提出が必要な場合があります。



ジェネリック医薬品 を利用しましょう

病院や薬局からもらうお薬には、新薬（先発薬）の他に、成分や効き目が同等で低価格の後発医薬品（ジェネリック医薬品）があります。

ジェネリック医薬品を利用すると、医療費の総額および自己負担金額もお安くなりますので、受診の時お医者さんに、ジェネリック医薬品を処方してもらうよう申し出て、ジェネリック医薬品利用促進を心がけましょう。



重複受診 をやめましょう

ひとつの病気で複数の病院を受診したり、同じ箇所の治療で病院と柔道整復や、はり・きゅう等の施術を頻繁に受けるのは、医療費の高騰を招くだけでなく、かえって、体に負担をかけてしまう場合もありますので、お医者さんと相談して、適正な受診をお願いします。

お問い合わせ先

国民健康保険課

（那覇市役所1階 **国保** 13～15番窓口 **後期** 12番窓口）まで

☎ 098-862-4262